

日本門脈圧亢進症学会診断マイスター制度規則

(序文)

第1条 日本門脈圧亢進症学会技術認定制度規則に掲げる目的を達成するために、新たな認定制度（仮称 門脈圧亢進症診断マイスター制度）を置く。

(目的)

第2条 日本門脈圧亢進症技術を確立するための診断能力が、学会として一定基準に達していることを認定し、診療技術の向上と、国民に安全確実な医療を提供することを目的とする。

(組織)

第3条 本マイスター制度は、日本門脈圧亢進症学会技術認定制度の中に置く。

(審査方法)

第4条 診断マイスターの審査委員会、審査委員、審査方法については、以下のように定める。

- 1) 診断マイスター審査委員会により審査を行う。
- 2) 診断マイスター審査委員は、原則として技術審査委員会の委員から若干名を、技術認定制度委員長が任命する。
- 3) 診断マイスター認定テストで審査し、実技講習後に合格とする。
- 4) 診断マイスター審査委員は、診断マイスター認定テストを作成し採点する。
- 5) 診断マイスター審査委員は、実技講習で一定の基準になるように指導する。実技講習会は、学会総会の開催時に超音波検査の実技講習会として開催する。
- 6) 技術認定取得者および日本超音波医学会専門医は、実技講習を免除とする。
- 7) 審査合格者は、技術認定制度委員会と理事会の承認を受ける。

(申請資格)

第5条 申請には以下の条件を必要とする。

1. 申請時に学会員であること。
2. 本学会主催の教育セミナー(3 領域すべてを含む)を受講していること。

(発行)

第6条 本規則は、2025 年春の理事会承認後(令和 7 年 5 月 16 日)に発行する。

(細則)

第7条 本規則を実施するために別に細則を設ける。

日本門脈圧亢進症学会診断マイスター制度細則

(診断マイスター審査委員会)

第1条 診断マイスター審査委員は、当面の間、以下の委員をメンバーとする。

診断マイスター審査委員長	村島 直哉（技術認定制度副委員長）
診断マイスター審査副委員長	飯島 尋子（ダイバーシティー委員長）
診断マイスター審査委員	中村 真一（教育委員長 テスト作成監修者）
	飯島 尋子（超音波実技）
	廣岡 昌史（超音波診断）
	石川 剛（血管造影診断）
	荒木 拓次（放射線診断）
	引地 拓人（内視鏡診断）
	西村 貴士（超音波実技）
オブザーバー	太田 正之（技術認定制度委員長）

(申請・認定方法)

第2条 申請・認定方法は以下のようにする。

- 1) 診断マイスターの申請希望者は、所定の申請用紙に必要事項を記入し、郵送にて申請する。
- 2) 事務局から返送される診断マイスター認定テスト用紙に回答し、事務局に再度郵送する。
- 3) 診断マイスター認定テストに合格した申請者は、実技講習に参加できる。
- 4) 診断マイスター認定審査料は、5,000 円とする。

(附則)

この細則は令和7年5月16日から施行する。

令和7年10月1日改訂